22　次の文章を読んで、後の問いに答えよ。（設問の関係で、返り点・送りがなを省いたところがある。） 〈新潟大〉　二〇一四年度出題

　張　乖　崖　㆓ 崇　　令㆒、一　吏　㆓ 庫　中㆒ 。㆓ 　　　　㆒㆓ 一　銭㆒。㆑ 、　庫　　銭　也。乖　崖　　㆑。吏　勃　　、「Ａ一　銭　　㆑ 。　㆑ 　①耶。Ｂ爾　能　杖　我、不　能　斬　我　也。」乖　崖　㆑　　、「Ｃ一　日　一　銭、千　日　一　千。縄　　木　、水　　石　。」　㆑ 、㆑　㆓ 　㆒、㆓ 台　㆒ 　。崇　　人　㆑ 　㆑ 。②蓋　㆓ 五　代㆒ 以　来、軍　　㆓ 将　㆒、胥　　㆓ 長

㆒。余　風　㆑③此。 ④猶　ズ㆓ 　 。乖　　　挙、Ｄ㆘ ㆓

一　㆒ 而　㆖。　意　　矣。　事　 矣。

（羅大経『鶴林玉露』より）

（注）張乖崖─人名。　　崇陽令─崇陽の知事。崇陽は現在の湖北省崇陽県。

　　鋸─のこぎり。　　台府─役所。

　　五代─唐と宋との間の九〇七年から九六〇年までに、中原で興亡した五つの王朝。　　軍卒─兵士。　　胥吏─下級の役人。

問１　傍線部①～④の読みを、送りがなの必要なものはそれを含めて、ひらがなで答えよ。

問２　傍線部Ａ「一銭何足㆑道」を現代語訳せよ。

問３　傍線部Ｂ「爾能杖我、不能斬我也」を、ひらがなのみを用いて書き下し文に改め、現代語訳せよ。

問４　傍線部Ｃ「一日一銭、千日一千。縄鋸木断、水滴石穿」とあるが、これはどのようなことを意味しているか。本文に即して具体的に説明せよ。

◎問５　傍線部Ｄ「非㆘為㆓一銭㆒而設㆖」とあるが、筆者がこのように述べる理由を本文に即して説明せよ。

【解答と採点基準】

問１　①＝か［別解］や　　②＝けだし　　③＝ここに　　④＝な

問２　Ａたった一銭を内緒で持ち出すことが、Ｂどうして言うに値しようか。いや、わざわざ言わなければならないほどの金額ではない。

Ａ＝４〔「一銭」について、「わずか一銭ぐらい」や「一銭を盗む

こと」などの文脈に沿った補いがなければ０。〕

Ｂ＝６〔反語表現として訳出できていなければ０。〕

問３　（書き下し文）なんよくわれをむちうつも、われをきることあたざ

るなり

（現代語訳）Ａあなたは私を棒でたたくことができても、Ｂ私を斬ることはできない。

「能（＝できる）」「不能（＝できない）」の訳がなければ全体０。

Ａ＝５〔「棒でたたくこと」は「むちで打つこと」でも可。〕

Ｂ＝５

問４　Ａ一日に一銭の盗みであってもそれが千日続けば一千という大金となっ

て、Ｂささやかな犯罪も積み重なれば重大な犯罪となる、ということ。

Ａ＝４／Ｂ＝６

問５　Ａ下位の者が上位の者を軽んずる五代からの風潮を厳しく非難するためには、Ｂ長官の裁決に反抗する下級役人を極刑に処して世間に示す必要があると考えるから。

Ａ＝５〔「風潮・習わし」の具体的説明がなければ減点４。〕

／Ｂ＝５

【書き下し文】

　のりしとき、よりづ。ののらののをるにり。をふに、ちのなり。じて之をたしむ。吏としてく、「一銭ぞふにらん。乃ちを杖つ問１①か。 問３ くをつも、我をることはざるなり。」と。乖崖をりてじてふ、「一銭、。もえ、もつ。」と。らにりて、をりのを斬り、にして自らむ。のにるまで之をふ。

問１②しより、はをぎ、はを凌ぐ。 問１③に至る。に問１④ほだくはかれず。乖崖のの、一銭のにしてくるにず。其のし。其のいなり。

【現代語訳】

　張乖崖が崇陽県の知事だった時、一人の下級役人が（国庫金を収める）庫の中から出てきた。その鬢の側の頭巾のあたりを見ると銅銭一枚があった。これを詰問したところ、それは庫の中の銅銭であった。乖崖は命令してこの役人を杖刑にし（棍棒でたたかせようとし）た。役人はむっとして言った、「問２たった一銭を内緒で持ち出すことが、どうして言うに値しようか。いや、わざわざ言わなければならないほどの金額ではない。（それなのに）なんと私を棒でたたくのか。問３あなたは私を棒でたたくことができても、私を斬ることはできない。」と。（そこで）乖崖は筆を取って判決を下し、「一日一銭（を盗めば）、千日（では）一千（という大金が盗まれたことになる）。縄を鋸のようにして木をこすり続けるとやがて木を断ち切る。水滴も長い間石の上に滴り続けるとそのうちに石に穴をあける。」（と書いた。そして）自分自身で剣を持ち、階段を下りてその役人の首を斬ると、役所に申し出て自身で告発した。崇陽の人は現在までもこの出来事を語り伝えている。そもそも五代の時代より、兵士は将軍を侮り、下級の役人は長官を侮っていた。その習わしは当時においてもまだ残っていたのである。（その習わしは）やはりまだすべては除かれてはいなかった。乖崖のこの行為は、一枚の銅銭を惜しむためにしたことではない。その意図は深い。（そして）その行いは偉大であった。